

知財の困った! にお答えします (全12回)

～東京都知的財産総合センターの相談現場から～

『第12回(最終回) 知的財産戦略とは』 ～知的財産で会社を成長させよう～

【相談内容】

技術部で開発に携わっていますが、このほど知的財産分野も担当することになりました。上司から「当社も単発的に特許出願するのではなく、もっと戦略的に取組む必要がある。」と言われました。知的財産戦略とは何でしょうか?またそれにどう取組めば良いのでしょうか?

【お答え】

知的財産戦略とは、知的財産によって競争力を確保し、会社を成長させるための戦略です。つまり自社の知的財産権を武器にして他社の市場介入を阻止し、市場のシェアを獲得、拡大させるための戦略なのです。

具体的には次のような内容です。

- ① 他社特許を把握して、その特許との対比で自社独自の技術的優位性を明確にする。
- ② ①の優位技術を知的財産として強く・広く保護する。
- ③ ②の知的財産を事業伸展のために有効活用する。
- ④ 他社特許を侵害しないよう的確に対応をする。

これらのベースになるのは、他社特許の調査と分析です。難しく、時間の掛かる仕事ですが、これが的確にできれば知的財産戦略の半分は終わったようなものです。当センターでは、知的財産戦略立案に必要な他社特許調査費用のための助成事業(※)を行っていますのでぜひご利用ください。

このように知的財産戦略を策定し、実行していくには知財担当者の熱意と専門知識の習得および社内知財

管理体制の構築が必要であり、これには経営トップの強い指導力が不可欠です。

当センターでは、本年度より、知的財産戦略を自ら策定し実行しようという中小企業に対し、3年間程度継続的かつ実践的に支援するプログラムをスタートしました。

プログラムの内容は主に次の通りです。

- ① 知財担当者の育成および社内知財意識の高揚
- ② 社内知財管理体制の構築
- ③ 特定テーマに係る知的財産戦略の立案と実行

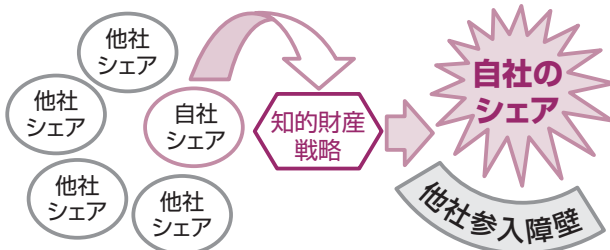
これらの支援は無料です。相談員が訪問などして、実践的にお手伝いをします。

貴社の場合、幸い上司の理解が得られると思われるので、このプログラムにぜひお申し込みください。一緒に知的財産戦略を構築し、会社を成長させましょう。

※開発戦略策定支援助成事業:明確な事業戦略を持つ中小企業者が、他社特許調査を民間会社に依頼した場合に要する費用の一部を助成する制度。助成率は1/2以内、助成限度は100万円。受付は通年。

なお、知的財産戦略に係る具体的なご相談は、下記窓口へご連絡ください。

担当 所長
佐治 豊武



知財のよろず相談を専門家集団(相談員・弁理士・弁護士)がサポート!

中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談は東京都知的財産総合センターまで。

問い合わせ先

無料・予約制 TEL03-3832-3656

公社トップページ → メニュー一覧 知的財産 → 東京都知的財産総合センター